

(仮称)袖山高原ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、エコ・パワー株式会社が、岩手県岩手郡葛巻町、下閉伊郡岩泉町及び久慈市において、最大で総出力150,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域内には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査による特定植物群落、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域である。また、同区域周辺には文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)に基づく国指定天然記念物であるイヌワシ繁殖地が存在しており、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴い、鳥類への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在していることから、工事中及び供用時における騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

### (2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、本事業者及び他事業者による複数の風力発電所が設置済み又は環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

### (3) 事業計画の見直し

2.(1)、(2)及び(5)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、簡易水道の取水地点等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、文化財保護法に基づく国指定天然記念物であるイヌワシ繁殖地及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づきイヌワシ等の希少鳥獣の保護を目的に指定された岩手県指定鳥獣保護区が存在しており、これらの希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、イヌワシ等の希少猛禽類の行動圏に関する情報(餌場等の利用状況等)を明らかにするとともに、その

結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### ( 6 ) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域内には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第 2 回及び第 6 回・第 7 回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、同自然環境保全基礎調査の第 2 回及び第 5 回調査(特定植物群落調査)による特定植物群落、森林法に基づき指定された保安林、岩手県自然環境保全指針の「優れた自然評価図」で重要性が高いと区分された地域(保全区分 A、B 及び C)等が存在しており、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

#### ( 7 ) 景観に対する影響

事業実施想定区域内には、主要な眺望点である袖山高原が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

#### ( 8 ) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、袖山高原が位置しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、袖山高原の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。